

平成23年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

## 【2年短縮型】

# 法律科目試験問題：民法（配点：100点）

### 注意事項

- 1 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 2 問題冊子は、全部で4ページである。  
解答用紙は、全部で8ページである。  
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 3 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 4 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 5 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 6 机上に各自の「受験票」と「大学入試センター法科大学院適性試験受験票」を出しておくこと。
- 7 解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。

第1問

「甲は自己の不動産を担保にして融資を受けるため、この不動産の登記手続に必要な書類一式と実印および印鑑証明書を袋に入れて準備し、自宅の居間に置いていた。ある日、甲の知人である乙が甲を訪ねてきたが、甲は留守であった。乙は居間に通され、お茶を飲んでいるとき、この書類に気づき、袋ごと持ち帰った上、甲名義の委任状を偽造して、この不動産の所有権を乙に移転する旨の登記手続をした。その上で乙は、この不動産を事情を知らない丙に売却し、所有権移転登記を経由した。甲は丙に対し、自分が所有権者であることを主張して、甲への移転登記を請求しているが、この請求は認められるか。」

上記の設問について、学生Aと学生Bとが次のような議論をしている。この議論について、(1)～(4)の問題に答えなさい。

学生A「これは民法177条の対抗問題だと思う。対抗問題とは、登記を取得した者が第三者に所有権を主張できるということだから、丙が登記を取得した以上、甲は丙に対して、自分が所有権者であることを主張できない。したがって甲の請求は認められない。」

学生B「いや、これは民法94条2項の類推適用の問題だと思う。甲には、重要な書類を無造作に居間に置いていたという帰責性があるから、もし丙が無過失であれば、甲は丙に対して、自分が所有権者であることを主張できない。したがって、甲の請求が認められるかどうかは、丙が無過失であるかどうかにかかっている。」

(1) 177条の「対抗問題」とはどういうことか、簡単に説明しなさい。

(配点：10点)

(2) 学生Aの見解は正しいか。正しくないとすれば、どこが間違っているか、説明しなさい。

(配点：10点)

(3) 「類推適用」とはどういうことか、簡単に説明しなさい。また、上記の設問において、仮に94条2項が類推適用されうると考えたとき、同条が直接適用されるのではなく、類推適用の問題となるのはなぜか、説明しなさい。

(配点：15点)

(民法)

- (4) 学生Bの見解は正しいか。正しくないとすれば、どこが間違っているか、説明しなさい。 (配点：10点)

第2問

Xは道路の舗装工事会社であるが、工事に使用しているローラー車甲の調子が悪くなったので、Xの従業員が、建築・工事用車両の修理会社であるYのもとに甲を持ち込み、点検を依頼した。Yの整備工場において甲の点検が行われたところ、甲には修理を要する箇所が複数存在し、修理のために1ヶ月ほどの期間が必要となることが判明した。そこで、XはYに対して甲の修理を依頼することにし、修理が完了したら速やかにXに連絡すること、その際に修理代金も通知することなどが合意された。以上の事実を前提として問1及び問2に解答しなさい（なお、問1及び問2は相互に独立した問題であり、解答に当たっては民法以外の法律を考慮に入れる必要がないものとする）。

問1 甲の修理が完了したので、Yはその旨をXに連絡した。また、あわせて、修理代金が100万円となることもXに通知された。連絡を受けた翌日に、Xの従業員が甲を引き取るためにYの整備工場まで出向いた。その際、Xの従業員は、当日までに修理代金を準備することができなかったが、1週間後には間違いなく支払うので、甲を引き渡して欲しい旨をYに対して要望した。Xによる甲の引渡請求をYが拒絶する場合に主張し得る権利を2つ挙げ、それぞれについてYによる主張が認められるか否かを検討しなさい。なお、本問においては、甲の所有者はXであるものとする。 (配点：20点)

問2 甲の修理が完了したので、Yはその旨をXに連絡しようとしたが、何度電話をかけても応答がなかった。これを不審に思ったYの従業員がXの事務所に出向いたところ、事務所入口に、「皆さまには大変ご迷惑をおかけしますが、弊社は2010年10月1日付けで銀行取引停止処分を受けました。今後の事務処理につきましては、弁護士◇◇◇◇に依頼しておりますので、同弁護士までご連絡を賜りたく存じます。」と書かれた貼り紙があった。その後、Yは、甲の所有者であると名乗るZから甲の引渡しをするように求められた。これを受けてYが独自に調査をしたところ、甲の所有者はZであり、XはZからこれを賃借したものであることが判明した。

Yは、問1で検討した2つの権利をZに対して主張することができるか。Y

(民法)

がZに対して修理代金相当額の支払いを請求することができるか否かに留意しつつ検討しなさい。なお、問題文の事実からYの支払請求が認められるか否かを判断することができない場合には、他にどのような事実があればYの請求が認められるかを明示して論述すること。

(配点：35点)